

改正
平成 21 年 9 月 30 日

施行
平成 22 年 9 月 1 日から

期限
平成 24 年 8 月 31 日まで

大規模・高層の防火対象物において 60分間タイプ誘導灯の 設置義務拡大。



※60分間タイプとは、長時間タイプを表しています。

地震などによる停電の際、大型商業施設・高層ビル・地下街などでは屋外への移動距離が長くなり、避難に時間がかかることが想定されます。今回の改正では、長時間の避難に対してより安全に誘導できるよう、**不特定多数の人が利用する地下駅舎が対象に加わり、既設を含む全ての大規模・高層の防火対象物で、60分間タイプの誘導灯の設置が必要になりました。**

■防火対象物



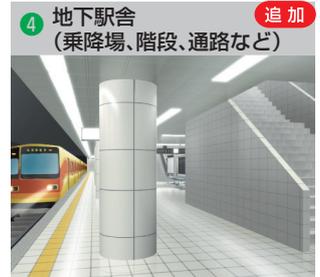
大型商業施設など



高層ビルなど



地下街



地下駅舎

改正点
1

地下駅舎が加わりました

60分間タイプの誘導灯の設置が必要な防火対象物に、**地下駅舎(乗降場、階段、通路など)**が加わりました。

■60分間タイプの誘導灯の設置が必要な防火対象物

- 1 延べ面積5万㎡以上
- 2 地階を除く階数が15階以上かつ延べ面積3万㎡以上
- 3 延べ面積1,000㎡以上の地下街



追加

消防長または消防署長が避難上必要があると認めて指定した

- 4 地下駅舎(乗降場、階段、通路など)

改正点
2

既設も60分間タイプに

対象外となっていた平成11年以前に設置された**20分間タイプ**の誘導灯も、**60分間タイプへの設置変更が義務づけられました。**

■既設の誘導灯についてのタイプ変更

現行

防火対象物 1 2 3

平成11年以前に設置—20分間タイプ可

※平成11年以降に設置のものは既に60分間タイプの設置が義務づけられています。

防火対象物 4—全て20分間タイプ



施工後

防火対象物 1 2 3 4

全て60分間タイプの設置に

※高輝度蓄光式誘導標識を設置の場合は、通路誘導灯については20分間タイプ設置(のまま)でも可。

※20分間タイプとは、一般タイプを表しています。

社団法人 日本照明器具工業会

〒110-0005 東京都台東区上野3-2-1 (エクセレントビル7F)

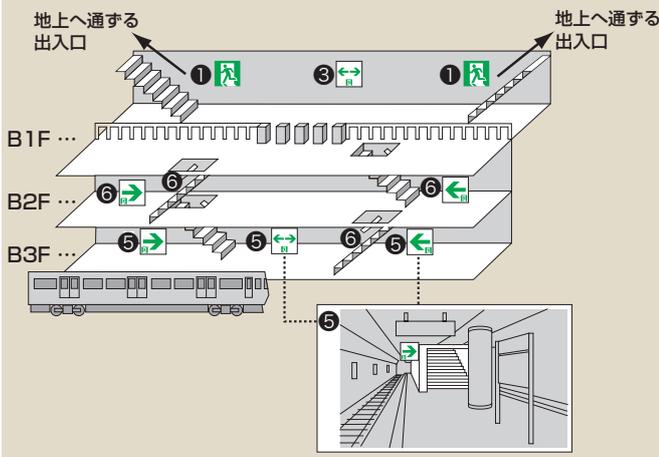
電話:(03)3833-5747(代) FAX:(03)3833-8455

<http://www.jlassn.or.jp/>

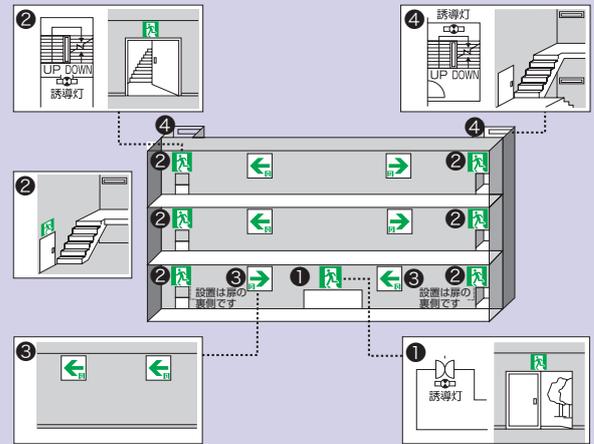
設置基準

- ① 屋内から直接地上へ通する出入口(附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口)、
 - ② 直通階段の出入口(附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口)、
 - ③ 避難階の廊下及び通路(①の避難口に通ずるものに限る。)、
 - ④ 直通階段、
 - ⑤ 乗降場(地下にあるものに限る)、
 - ⑥ ③に通ずる階段、傾斜路及び通路。
- なお、③については、①と④を接続する部分としてさしつかえないこと。

地下駅舎など



大型商業施設・高層ビル・地下街など



通路誘導灯については、「高輝度蓄光式誘導標識」設置の場合、20分間タイプ設置(のまま)でも可。

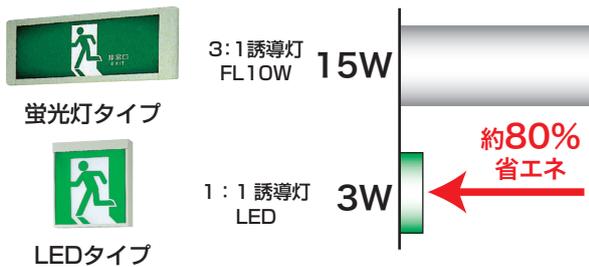


※具体的な運用等は、各地の消防にご確認をお願いします。

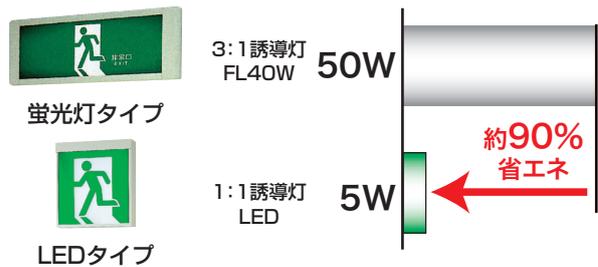
誘導灯の器具リニューアルで、約90%省エネ!

古い誘導灯を交換するだけで、大幅な省エネができます

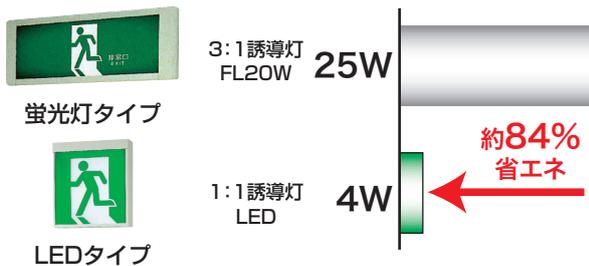
C級(小形)の場合 ※20分間タイプ、片面形



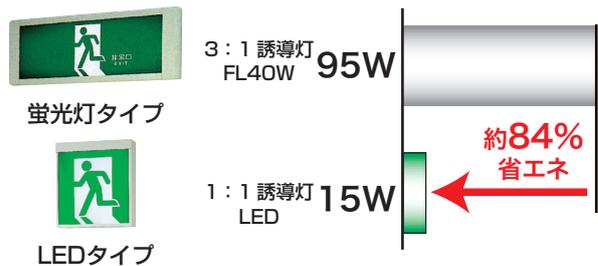
B級BH形(大形)の場合 ※20分間タイプ、片面形



B級BL形(中形)の場合 ※20分間タイプ、片面形



A級(大形)の場合 ※20分間タイプ、片面形



60分間タイプへのリニューアルでも80%以上の省エネが可能です

(注)この電力比較は、代表的な例を目安として示したものであり、メーカーによって若干の違いがあります